

建設業退職金共済制度「掛金収納書（契約者が発注者へ）」提出書
又は証紙を購入しない場合の理由書 【高松市】

工事名 _____

受注者 _____

(印)

(証紙を購入しない場合は、必ず押印すること)

- 1 契約締結後1か月以内に、「掛金収納書」を貼付し、工事監督員に提出してください。
- 2 証紙購入が遅れる場合
 - (1) 購入予定時期
 - (2) 理由
- 3 証紙を購入しない場合 (○を付け、必要事項を記入すること)
 - (1) すべて他の退職金制度の対象社員・労働者による施工である。
 - (2) その他 (具体的に)

「掛金収納書（契約者が発注者へ）」貼付個所

- * 当該工事に必要な証紙を購入し、労務者の共済手帳に貼付してください。
- * 下請契約を締結する際は、下請業者に対しても本制度の促進に努めてください。
- * 建設業退職金共済制度については、下記までお問い合わせください。

建設業退職金共済事業香川県支部
高松市磨屋町6-4 香川県建設会館内
TEL 087-851-7919